

2022 年度実施
大学機関別認証評価 評価報告書

和歌山県立医科大学

2023 年 3 月

一般財団法人 大学教育質保証・評価センター



I 和歌山県立医科大学の概要

1 大学名、キャンパス所在地

和歌山県立医科大学（設置者：公立大学法人和歌山県立医科大学）

紀三井寺キャンパス：和歌山市紀三井寺 811 番地 1

三葛キャンパス：和歌山市三葛 580 番地

伏虎キャンパス：和歌山市七番丁 25 番 1

2 学部等の構成 ※2022 年 5 月 1 日現在

【学部】

医学部 医学科

保健看護学部 保健看護学科

薬学部 薬学科

【研究科】

医学研究科 修士課程：医科学専攻、博士課程：地域医療総合医学専攻、構造機能医学専攻、器官病態医学専攻

保健看護学研究科 博士前期課程：保健看護学専攻、博士後期課程：保健看護学専攻

3 学生数及び教職員数 ※2022 年 5 月 1 日現在

【学生数】 学部 1,145 名、大学院 195 名

【教職員数】 教員：432 名、職員：1,393 名

4 大学の理念・目的等

和歌山県立医科大学は、和歌山県立医科大学学則及び大学院学則において、大学及び大学院の目的を以下の通り定めている。

和歌山県立医科大学学則

（目的）

第1条 和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（昭和 22 年法律第 22 号）に則り、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める大学として、医学、保健看護学及び薬学に関する基礎的、総合的な知識と高度で専門的な学術を教授、研究するとともに、豊かな人間性と高邁な倫理観に富む資質の高い人材を育成することにより、和歌山県の医療・保健の充実を図り、もって文化の進展と人類の健康福祉の向上に寄与することを目的とする。

和歌山県立医科大学大学院学則

（目的）

第1条 和歌山県立医科大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、文化の進展に寄与することを目的とする。

Ⅱ 評価結果

1 認証評価結果

和歌山県立医科大学は、大学教育質保証・評価センター(以下「本センター」という。)が定める大学評価基準を満たしている。

2 総評

評価は、大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」及び関連資料の分析(書面評価)並びに実地調査によって行った。

和歌山県立医科大学は学校教育法、大学設置基準をはじめとする関係法令に適合し、教育研究の水準の向上及び特色ある教育研究の進展に努めている。和歌山県立医科大学は本センターの定める大学評価基準の基準1、基準2、基準3のそれぞれを満たし、大学として相応しい教育研究活動を行っている。

以下に、和歌山県立医科大学の優れた点、改善を要する点及び今後の進展が望まれる点を列記する。

【優れた点】

- URA を採用し、科研費の申請、採択内容の継続的な分析・検証だけでなく、産官学連携センター等の運営に参画し、研究力の課題解決を図るとともに、これまで実施してきた学内助成の見直しなど研究支援に取り組んだ結果、外部資金の獲得、英語原著論文数が増加傾向にあるなど成果があがっている。
- 合同講義「ケアマインド教育」は、大学の教育理念のもと、医療人としての知識・技能の修得のみならず、病める人の視点で考えられる医療人としての人間形成を目指し、3つの学部が連携して授業を行うことで、学生は多職種連携教育を通して相互理解を深め、患者中心の医療を行うための基本的な考え方を学習している。
- みらい医療推進センターは、10年以上にわたりスポーツ医科学予防医学の拠点として、研究に取組み、「障害者スポーツ医科学研究拠点」として、共同利用・共同研究を支援、医、体育、工学領域の交流を図りながら研究を推進し、障がい者の健康増進のためにスポーツなどを通じた運動が重要であることを明らかにするなど、障がい者アスリートの競技力向上に直結する成果をあげている。

【改善を要する点】

- 大学院課程における収容定員の超過、未充足について、適切な定員管理に向けた工夫及び教育研究の質の保証・向上のための対策が求められる。
- 成績評価について、全学として学習到達目標達成度の評価基準が明確に学生に伝わるよう到達目標を考慮した記述とすることが求められる。
- シラバスについて、学習者本位の視点から全学として記載項目を見直すことが求められる。
- 中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、「教育課程の編成・実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)」については、「教育内容及び教育の実施方法に関する方針」、「学習成果を評価する方法に関する方針」を、「入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)」については、「入学者選抜の基本方針」を策定し明示することが求められる。

【今後の進展が望まれる点】

- 授業時間の設定について、学習者本位の観点から学部間の連携のもと全学的な整理が望まれる。
- 成績評価に対する異議申し立て制度について、全学として学生への周知、公表を行うことが望まれる。
- 学位審査の2次審査における審査の基準について、学生への明示の仕方を工夫することが望まれる。
- 学部間、各種組織間の関係を整理・明確化し、大学としての内部質保証体制の充実・強化が望まれる。

3 基準ごとの評価

■ 基準1 基盤評価:法令適合性の保証

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準1に関する評価の指針に基づく分析を行った。その結果、和歌山県立医科大学は関係法令に適合していることを確認した。その内容等を評価事項ごとに以下に示す。

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること

学士課程、大学院課程における教育研究上の基本組織、すなわち学部及び学科、研究科及び専攻等を、教育研究の目的に沿って適切な形で組織している。

大学院課程における収容定員の超過、未充足について、適切な定員管理に向けた工夫及び教育研究の質の保証・向上のための対策が求められる。

ロ 教員組織に関すること

学士課程及び大学院課程における教員組織に関し、教育研究組織の規模、授与する学位の種類・分野等に応じ、必要な教員を適切に配置し、また学校教育法が定める教授会のほか各種の管理運営の体制を整備している。

主要と認める授業科目については、「必修科目及び選択必修科目」としており、原則として専任の教授又は准教授が担当している。

ハ 教育課程に関すること

学士課程、大学院課程において、入学者選抜を公正かつ妥当な方法で行うための体制を整えて実施し、また教育課程を適切に編成し実施している。

学士課程については、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成している。また、学生に対し、授業の方法及び内容並びに1年間の授業計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、卒業認定を実施している。ただし、成績評価について、全学として学習到達目標達成度の評価基準が明確に学生に伝わるよう到達目標を考慮した記述とすること、シラバスについて、学習者本位の視点から全学として記載項目を見直すことが求められる。また、授業時間の設定について、学習者本位の観点から学部間の連携のもと全学的な整理が、成績評価に対する異議申し立て制度について、全学として学生への周知、公表を行うことが望まれる。

大学院課程については、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成している。また、大学院生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、修了認定を実施している。なお、点検評価ポートフォリオ提出時点で学生に明示されていない研究指導計画については、研究指導の方法及び内容並びに研究指導の計画にかかる手続きを大学院学則施行規則に明文化し、要綱等においてそれらを学生に対し明示することを確認した。また、学位審査の2次審査における審査の基準について、学生への明示の仕方を工夫することが望まれる。

ニ 施設及び設備に関すること

紀三井寺キャンパス、三葛キャンパス、伏虎キャンパスの3つのキャンパスを有し、学部及び学科、研

究科及び専攻等の規模・種類に応じた校地・校舎の規模及び施設・設備を備えている。また、各キャンパスに図書館が設置され、図書等の教育研究上必要な資料を系統的に備え、適切に機能させている。そのほか教育研究上必要な設備を適切に整備している。

ホ 事務組織に関すること

事務を遂行するための事務組織及び学生の厚生補導を行うための組織を適切に設けている。

ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

卒業又は修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー(以下「DP」という))、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー(以下「CP」という。))並びに入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー(以下「AP」という))を、学部・研究科ごとに、その教育上の目的を踏まえて定めている。CPについては、DPとの一貫性の確保を図っている。ただし、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、CPについては、「教育内容及び教育の実施方法に関する方針」、「学習成果を評価する方法に関する方針」を、APについては、「入学者選抜の基本方針」を策定し明示することが求められる。

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、Webサイト等を活用し、その教育研究活動等の状況を適切に公表している。

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

教育研究活動等の改善を継続的に行う適当な体制を整備しており、教育研究水準の向上に資するため、その教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表している。ただし、学部間、各種組織間の関係を整理・明確化し、大学としての内部質保証体制の充実・強化が望まれる。

教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との連携体制を確保し協働して職務が行われるよう努めており、教員と事務職員等に適切な研修の機会等を設けている。

リ 財務に関すること

教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究に相応しい環境の整備に努めている。

ヌ イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する必要な関係事項(特に学生支援、ICT環境の整備)について、適切に対応を行っている。

内部質保証については、医学部長を委員長とする評価委員会を中心に実施している。2021年度には、教育担当理事(医学部長)を委員長とし、副学長(大学院改組担当)、学生部長、教育研究開発センター長、保健看護学部長、薬学部長で構成される教育水準向上委員会を設置し、学部及び大学院の教育水準、資質向上のための実施体制、方法、機能強化、調査・研究及び各学部等が行う活動に対する支援を行っている。医学・保健看護学・薬学教育活動の円滑な推進と不断の改善に寄与することを目的とした教育開発センターに、教育研究開発部門、教養教育部門及びIR部門を置き、医学・保健看護学・薬学教育システム、教育の内容・方法、授業改善(FD)、カリキュラム、臨床技能教育に関わる研究、開発及び企画等を行っている。

■ 基準2 水準評価:教育研究の水準の向上

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準2に関する評価の指針に基づき、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。教育研究の水準の向上に向けた自己分析活動の主な取組みとして大学から示された、5つ以内の取組みの分析から、明らかになった状況等を以下に示す。

・No.1「CBT・卒業試験と医師国家試験の結果分析【学習成果】」

CBT・卒業試験・医師国家試験の結果について、医学部では、共用試験が正式導入された2005年度から教育研究開発センターが成績を集積しその関連性を継年的に分析している。また、保健看護学部・薬学部では医学部の分析結果や取組みを教務学生委員会で説明し、問題点や解決策を共有している。

医学部FD研修会にて、分析結果を周知するとともに医学教育モデル・コア・カリキュラムの各項目と実際のCBT試験との対応について説明し、基礎・臨床医学講義の内容再考について議論している。3、4年生にも解析結果は一部を公開し、学習意欲の向上に努めている。さらに、6年生の成績不良者で補習を希望する学生に対して、教育研究開発センターが中心となり、臨床各診療科による補講が計画されている。

2020年から学内試験との関連性が正確に判定できるようになり、継年的なデータ解析から4年次終了時に成績不良者に対する学生指導が可能となっている。これまで卒業試験の実施と成績解析は、教育研究開発センターが実施していたが、2022年度からは、試験の実施や判定は教務学生委員会が、成績解析は新設されたIR部門と教育プログラム評価委員会が担当し、それぞれの責任体制がさらに明確化されている。

・No.2「学生による授業評価等アンケートを活用した教育の質向上に向けた取組」

医学部では2006年、保健看護学部では前身の看護短期大学部時代の2002年、薬学部では開学した2021年以降、「学生による授業評価」を実施し、学生の視点から教員の授業内容や方法の評価を行っている。調査結果は、各教員にフィードバックするとともに、教授会や教務学生委員会を通じて教員間で共有している。各教員は、調査結果を踏まえ、授業に対する姿勢の改善やスキルの向上に活用している。また、学生生活や入学に関するアンケート等も活用し、教育の質向上、改善に向けた取組を進めている。

・No.3「地域医療に関わる医師人材育成に係る教育実績(地域医療枠・県民医療枠対象)」

2008年度入学選抜より地域医療枠・県民医療枠(以下、地域枠)を設定し、和歌山県における地域医療体制の維持に寄与している。2011年度より実施した夏季地域実習において学生の態度や意欲に課題が残り、2015年度と2016年度に実施した事業について医学教育コア・カリキュラムとの整合性及び正課科目との関連を教育要項に基づき、地域医療支援センターで分析し、公立大学法人である特色を医学教育に活かす視点を強化し、継続的に地域実習の改善に取り組んでいる。

従前は、大人数での見学型実習で、受動的でイベント的な事業であったことから、学生に対して義務的な印象を与えているという懸念があったため、2017年度の事業計画を大幅に見直した。このことにより、地域枠学生が将来従事する可能性がある地域環境への理解を深めることに加え、医師を志す人材として必要な社会性を養う機会と位置づけ、社会性を涵養し、地域医療に従事する動機づけを促す内

容の学生主体の能動的な参加型実習に変革している。さらに、2021年度は卒業生の地域枠先輩医師を訪問して、将来像をイメージしてロールモデルに接する機会となるよう改善している。

学生らによる事後の振り返りと研修レポートを報告書に編集して学内外の関係部署と共有し、学生への支援強化に繋げており、実習内容の分析・改善により、教育理念に基づいた高い倫理観及び豊かな人間性を兼ね備えた地域社会に貢献できる医師人材育成に資する実習となっている。

・No.4「研究活動支援の取組」

2018年に産官学連携推進本部に University Research Administrator(以下「URA」という。)を招聘し、下部組織である産官学連携センター、知的財産管理センターの運営にも参画し、研究力の課題解決を図るとともに、これまで実施してきた学内助成の見直しを進めている。

URAにより科研費の申請、採択内容の継続的な分析・検証を行っている。分析は毎年実施されており、効果検証を行うとともに研究活動活性化委員会に報告し、次年度の研究支援体制の検討に繋げている。また、若手向け科研費獲得セミナーの実施と申請書作成マニュアルの作成、科研費不採択者に対する申請書フィードバック、URA及び学内教授による科研費申請時の申請書添削などを実施している。さらに、研究活動活性化委員会では、学内助成制度の見直しを行っており、学部、教室等の枠を超えた組織横断型の研究活動への学内助成、科研費申請結果がA評価だった若手研究者に対して更なる研究の発展を支援する学内助成、若手研究者が代表者として主催する国際シンポジウムに対する学内助成などを行っている。これらにより科研費の内定及び獲得金額、英語原著論文数などの増加に繋がっている。

・No.5「教育研究活動に対するPDCAサイクルの構築」

2021年度に学部および大学院の教育水準、資質向上を目的に教育水準向上委員会が設置され、IR部門のありかたや教育プログラムのPDCAサイクルの責任体制について、組織規定を変更している。医学部・保健看護学部・薬学部の教学データを収集・分析し、情報を可視化して医療系専門職養成機関の教育の質保証を担保するために教育研究開発センターにIR部門を設置し、医学部委員会で、入学試験や各種学内試験の質の評価、進級・卒業判定の妥当性の検討、教員・学生による授業評価に基づく講義方法や内容の検討、アンケートによる学生の教育ニーズを把握している。教育プログラムの策定は、従来通り教育研究開発センターのカリキュラム専門部会が、管理と改善は、教務学生委員会が行っている。また、教育プログラムの評価は、IR部門と連携しながら、医学部教育プログラム評価委員会が行っている。2023年11月の医学教育分野別評価の実地調査に対応するため、医学部では、2022年度からプログラム評価と改善を計画的に実践し、今後、医学部をモデルとして他学部等へ展開することとしている。

■ 基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準3に関する評価の指針に基づき、特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。特色ある教育研究の主な取組みとして大学から示された、5つ以内の取組みの分析から、明らかになった状況等を以下に示す。

・No.1「合同講義「ケアマインド教育」」

高度な医学的知識と技術の習得に加え、医療人としての人間性の涵養を図り、「ケアマインド」を併せもった医療人を育成することを目的に、2006年度に、「ケアマインドを併せもった医療人教育－緩和医療とロールプレイを通して－」の取組みが、特色ある大学支援プログラムに採択された。このプログラムを基盤として2007年に多職種連携教育としてケアマインド教育が、カリキュラムに正式に加えられている。2021年度には薬学部の学生も加えて開講されており、単に患者や家族の心を教えるのではなく、患者の目線で体験し、または疑似体験できる医療人教育の柱の一つとなっている。

ケアマインド教育は、実習などの体験型教育と共に早期プロフェッショナリズム教育の主要な授業となり、単に講義を聴講するだけでなく、3学部の学生がスモールグループで課題毎に討議し、その意見を発表するアクティブラーニングの形態となっている。学生にとっては医療に対する他学部学生の意見や態度を学習できる絶好の機会になっている。医療人のプロフェッショナリズムの重要な項目であるエンパシー(共感)「相手の立場に立ってその人が今どのように感じているのかをあたかもその人自身であるかのように体験する能力」を測るため、エンパシースケールによる評価を実施しており、ケアマインド教育受講後でのエンパシースケールの平均点は3学部の学生いずれにおいても、受講前に比べて上昇しており、プロフェッショナリズムの主要要素である compassionate care(思いやりのあるケア)に加えエンパシー(共感)の養成にも有益となっている。

・No.2「高度医療人育成のための特色ある教育プログラム」

「医・薬・看の3学部体制による高度医療人材の育成(第三期中期計画)」を教育の目指す姿として、地域医療に貢献できる人材の育成に係る教育プログラムを各学部が策定している。医学部及び薬学部では「早期体験実習」を、保健看護学部では「早期体験学習」を、それぞれ1年次に実施し、地域医療の現場に接する機会を設け、地域医療を支える専門職としてのあり方を修得するため、地域で生活している人々との関わりを通して、暮らしと環境について理解し、健康との関連について学んでいる。保健看護学部では、地域の特性から住民の生活状態や健康問題を理解し、医療に対する住民ニーズを把握することを目的とした「地域交流活動」を選択科目としている。

・No.3「みらい医療推進センターの取組」

みらい医療推進センターでは、「県民に支えられた大学としての意識を持ち、教育・研究・診療における大学の成果を和歌山県に還元し、「地域に貢献する大学」をより一層推進」の取組方針のもと、県民の健康増進など県民医療への貢献や大学の機能分担と拡充、学生・医療人の研修の場、医療情報の発信の他に中心市街地の活性化にも大きく貢献することを目的とし取り組んでいる。

同センターでは、運動療法や食事療法、温泉医学、観光医学、スポーツ医学分野の研究が展開され、2020東京オリンピック・パラリンピックでの選手強化や大会期間中の医科学サポートなどで中心的な役割を果たしたげんき開発研究所、リハビリテーション科、内科、心臓血管外科、リウマチ科、禁煙外

来の診療を行うサテライト診療所本町を有し、2013年には、最先端の障害者スポーツ医学に関する設備を導入した研究を行っていることが文部科学省に認められ、国内外の障害者スポーツ研究者に広く活用されるよう2018年度まで「障害者スポーツ医学研究拠点」の認定を受けている。また、2019年度から2024年度まで「特色ある共同研究拠点の整備推進事業機能強化支援」に新たに採択され、「障がい者の健康増進のための運動ガイドライン研究強化」をテーマに取り組んでいる。

・No.4「寄附講座・受託講座 地域との連携」

地域医療の充実など県民の期待に応えることで地域の発展に貢献するといった法人運営の基本理念に則って、奨学を目的とする民間からの寄附金を有効活用し、教育研究等の進展及び充実を図るとともに地域振興等に大きな成果を生むことを目的として、寄附講座を12講座(2022年1月時点)開設している。また、地域の要望に応えるため、3事業の受託講座を県内10市町から委託を受け、開講している。

機能的医薬食品探索講座は、テレビ、雑誌などのメディアで梅の健康効果を発表するなど、健康の増進と地域の特産物のPRに多大な貢献をしている。くろしお寄附講座については、医師不足状況にある県内公的病院への医師配置を行うことにより、地域医療の充実と赴任若手医師の指導に寄与している。また、当該病院における診療活動から得たデータを基に大学教員としての立場から研究活動を行い、研究成果のフィードバックを行っている。

・No.5「医・薬・看3学部連携による研究体制」

和歌山県において重点的に取り組むべき喫緊の課題に対して、質の高い最先端の研究を行い、その研究成果を医療水準の向上につなげ、地域への還元を目指し、国際水準の臨床研究の実施体制や先端医学分野における研究体制の強化を図ることに加え、医・薬・看3学部の枠を超えた共同研究を行う拠点として2021年4月に次世代医療研究センターが設置されている。各学部や附属病院が連携し創薬研究や治験を含む臨床研究の活性化を図るとともに、民間企業等と連携した共同研究講座・寄附講座を設置するなど、医療系総合大学としての研究力の更なる向上を目指している。

なお、本基準の取組みからNo.1「合同講座「ケアマインド教育」」をテーマとして設定し、評価審査会として、大学の教職員のほか、学生、ステークホルダー等関係者が参加して行ういわゆる参加型評価を実施した。

その結果、受講した学生や卒業生から「患者の実体験を実習に行く前に聴くことができ、患者さんの気持ちを考えるきっかけになった。患者だけでなくその家族に話を聴ける機会もあって、家族の気持ち、在宅療養など、その後の実習でも活かした。」「知識を実際に働くときにどう活かすかは、患者の気持ちや家族の気持ちを考えて行動に移す必要があり、自分がどうやっていくのかを考える機会となった。」との意見があった。

患者の代表からは「医療従事者側からの視点で患者の声を聴くということを取り入れていることに意義があり、学生の患者への意識が高く、続けてもらいたい。」との意見があった。

学生それぞれが学び、経験した「ケアマインド教育」が、その後の学びや仕事の場所で活かされているということを確認した。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

1 大学機関別認証評価について

学校教育法第109条第2項において、大学は7年以内ごとに文部科学大臣の認証を受けた者(認証評価機関)による評価(認証評価)を受けることが規定され、義務化されています。今回和歌山県立医科大学に対して実施した評価は、この学校教育法が定める認証評価として行ったものです。

2 評価報告書の構成

評価報告書は、以下のⅠ～Ⅲの3項目で構成されます。

Ⅰ 受審大学の概要

受審大学の点検評価ポートフォリオから、学部、学生数、教職員数等のほか、大学の目的や理念等、大学の基礎的な情報を整理して示しています。

Ⅱ 評価結果

大学評価基準に基づいて行った評価の結果を示しており、大きく以下の3点からなります。

1. 認証評価結果

「大学評価基準を満たしている」又は「大学評価基準を満たさない」のいずれかを示しています。

2. 総評

「1. 認証評価結果」に示したことを判断した理由に加え、優れた点、改善を要する点、今後の進展が望まれる点を示しています。

3. 基準ごとの評価

大学評価基準に定めた3つの基準ごとに、確認できた事項や指摘すべき事項等を記述しています。「基準

1 法令適合性の保証」については、評価の指針に定めるイ～ヌの10の評価事項ごとに記述しています。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

評価報告書の構成や評価のプロセス等を説明しています。

3 総評における指摘事項の考え方

評価結果の総評では、実施大綱に基づき「優れた点」、「改善を要する点」を指摘し、さらに大学の教育研究の質の向上に資する等の観点から「今後の進展が望まれる点」の指摘を行っています。

「優れた点」には大学の特色ある取り組みや教育研究の進展に向けた積極的な取り組み、「改善を要する点」には法令の趣旨に照らしすみやかな改善が求められる点やその他の特に対応が求められる点、「今後の進展が望まれる点」には教育研究の一層の質の向上のために対応を行うことが望ましい点を記載しています。

4 和歌山県立医科大学に対する評価のプロセス

5月末	受審大学による点検評価ポートフォリオの提出
6月～8月	書面評価
11月11日	実地調査(今年度はオンライン実施)
1月	評価報告書(案)を受審大学に通知
2月	受審大学による意見申立期間
3月	評価報告書を決定・公表